

乳幼児期
0～6歳

学童期
7～12歳

思春期
13～19歳

青年～中年期
20～39歳頃

中年～初老期
40～64歳頃

高齢期
65歳～

特別児童扶養手当

身体や精神に障害のある児童を監護している父母等に対して支給される手当です。

対象 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障害をお持ちのお子さんを家庭で監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)に対して支給される手当です。

障害の要件がありますので、病態が該当するかどうかは主治医に相談してください。

所得の制限

受給者やその配偶者、扶養義務者(同居している兄弟姉妹、父母、子、祖父母など)の前年の所得が一定の額以上のときは手当は支給されません。

申請先 市町の担当窓口

《参考》厚生労働省ホームページ、長崎県ホームページ

※障害児福祉手当のみ対象です。

乳幼児期
0～6歳

学童期
7～12歳

思春期
13～19歳

※特別障害者手当のみ対象です。

青年～中年期
20～39歳頃

中年～初老期
40～64歳頃

高齢期
65歳～

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当です。

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当です。

障害の要件がありますので、病態が該当するかどうかは主治医に相談してください。

対象

所得の制限

申請先

受給者やその配偶者、扶養義務者
(同居している兄弟姉妹、父母、子、祖父母など)の
前年の所得が一定の額以上のときは手当は支給されません。

市町の担当窓口

《参考》厚生労働省ホームページ、長崎県ホームページ